



- ③ 審議結果  
指定管理者の候補者として適当である。

(3) 諮問案件3 (条例第5条の規定によるもの)

- ① 公の施設の名称
  - ア 鹿嶋市立カシマスポーツセンター
  - イ 鹿嶋市立大野第一球場
  - ウ 鹿嶋市立はまなす公園球場
  - エ ト伝の郷運動公園 (多目的球技場, 管理棟)
  - オ ト伝の郷運動公園 (公園)
- ② 申請者  
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー
- ③ 審議結果  
指定管理者の候補者として適当である。

2 審議の経過

本審議会は、令和7年度以降の公の施設における指定管理者の候補者選定にあたり、諮問を受けた上記施設について、市の方針及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、市民や施設利用者の視点を重視しながら、率直な意見交換を行い、慎重な審議を進めました。

申請者から提出された指定管理者指定申請書の精査に加え、施設所管課からは施設の概要や管理運営状況等の説明を受け、また申請者からは申請内容の説明が行われました。その後、質疑応答を経て、指定管理者選定基準表に基づき、総合審査方式にて厳正な審査を実施しました。

○主な質疑について

(1) 諮問案件1 (鹿嶋市大野潮騒はまなす公園 (公園・付属施設))

申請2者に対し、以下の点について質疑が行われました。

管理運営の体制、収支決算の効率化や収益の取り扱い、落ち葉の利活用、新規事業計画に伴う指定管理料の影響の有無、取り壊し予定建造物のリノベーションに関する考え方、地域団体との連携、施設におけるバリアフリー化の概要や施設整備提案に対する経費の考え方、就労継続支援B型事業の活用内容、プラネタリウム施設の管理について

また、施設所管課に対しては、指定管理料の債務負担額に関する質疑がありました。

(2) 諮問案件2 (鹿嶋市立中央公民館 (体育館, 庭球場) ほか6施設)

施設の休館日設定、収支及び指定管理料との関係、賃借物件の有無、増収への取り組みについて、質疑がありました。

- (3) 諮問案件3（鹿嶋市立カシマスポーツセンターほか4施設）  
自主事業に関する経費やその内容について、質疑がありました。

### 3 指定管理者の候補者選定について

- (1) 諮問案件1（鹿嶋市大野潮騒はまなす公園（公園・付属施設））

選定基準表に基づく各委員の採点では、いずれの申請者も最低基準点を満たしていましたが、申請者アが選定基準5項目中4項目及び総合点で申請者イを上回る結果となりました。

申請者イは、意欲的な事業計画である点は評価されましたが、今後の調整が必要な不確定要素を含むため、予算に見合った取り組みが可能かどうかの判断には至りませんでした。これに対して、申請者アは、採点基準において一定の評価を得ており、また、これまでの運営実績があることから、当該施設についても適正かつ安定的な運営が見込めると判断します。

- (2) 諮問案件2（鹿嶋市立中央公民館（体育館，庭球場）ほか6施設）

申請者は、総合型地域スポーツクラブとして、市が目指すスポーツ社会の実現やスポーツ先進のまちづくりを推進するため、常にその役割と責任を自覚し、地域との連携や利用者との信頼関係を築いてきました。当施設の性格を十分に認識した上で、専門的な資格を擁する豊富な人的資源を有しており、また、現在市内にある複数のスポーツ施設を管理している実績もあることから、当該施設についても安定的な運営が見込めると判断します。

- (3) 諮問案件3（鹿嶋市立カシマスポーツセンターほか4施設）

申請者は、Jリーグのクラブチームとしてプロスポーツを運営するほか、平成18年度から県立カシマサッカースタジアムの指定管理を担当し、さらに、令和4年度からは当該施設の指定管理者としても管理運営を行っています。

鹿嶋市立カシマスポーツセンター及びト伝の郷運動公園は、県立カシマサッカースタジアムと隣接しており、一体的に管理することにより、施設の有効活用や経費の削減が期待されます。さらに、県立カシマサッカースタジアムの指定管理やプロスポーツ運営で蓄積されたノウハウを活かし、利用者の増加や地域活性化の向上を図り、当該施設を一体的かつ効率的に管理運営することが可能であると判断します。

以上のことから、本審議会は、1の審議結果に記載のとおり決定いたしました。

#### 4 審議会からの付帯意見

##### (1) 諮問案件1 (鹿嶋市大野潮騒はまなす公園 (公園・付属施設))

###### ①申請者ア

これまでの運営実績は心強い。

SNSやFMかしまなどを利用したPRに努めているが、今後の集客戦略の強化による来場者数の増加を期待したい。

###### ②申請者イ

意欲的な事業計画であるが、実績面にやや不安がある。

施設整備提案などの考え方は良いが、予算に見合う取り組みにつながるかは疑問である。

##### (2) 諮問案件2 (鹿嶋市立中央公民館 (体育館, 庭球場) ほか6施設)

ニーズが許せば、利用料金の増額を検討しても良いと考える。

休館日をなくすことが増収につながるかどうかの精査は必要だが、市民サービスの向上にもつながるので、前向きに検討していただきたい。

増収計画などを有効に立案し、プラスアルファの仕事ができる体制を整えていただきたい。

市民への積極的なPR活動にも期待したい。

##### (3) 諮問案件3 (鹿嶋市立カシマスポーツセンターほか4施設)

地域に根差した活動が行われており、今後の事業拡大にも期待したい。

施設所管課には、施設の老朽化対策に向けた計画的な予算計上をお願いしたい。

利用拡大に向けた取り組み (月曜日開放) を進めており、今後も市民の憩いの場、賑わいの場づくりに貢献していただきたい。